

令和6年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告制作・運用 業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度福島12市町村の移住促進に係るインターネット広告制作・運用業務

2 背景及び目的

「ふくしま12市町村移住支援センター」(※1)(以下「移住支援センター」という。)では、福島県12市町村(※2)(以下「12市町村」という。)への移住促進に向けて各種施策を展開しており、これらの各種施策を広く周知するためのプロモーション活動(※3)を進めている。

令和5年度は、移住促進に資する各種施策に対する認知度の更なる向上を図ると共に、移住へ向けた具体的行動(ツアー・イベント参加/メールマガジン登録/移住相談等)を起こす移住希望者を獲得することを目的にプロモーション活動を展開してきたが、令和6年度についても同様の方針を含め、移住希望者の移住に関する情報の理解が促進されるよう事業を実施する。

※1:移住支援センターは公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が福島県より受託し運営する。

※2:12市町村とは、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示等の対象となった市町村(田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村)を指す。

※3:プロモーション活動は広告の制作と運用で構成しており、令和5年度に制作した広告例は以下のとおり。併せて移住支援センターウェブサイト「未来ワークふくしま」(<https://mirai-work.life/>)へ誘導するための運用も実施。

●YouTube トゥルービュー広告

https://youtu.be/7uy_S05DkD0

●YouTube タイアップ動画

https://youtu.be/S1_o1PVJ7sg?

●SNS 広告

<https://fb.watch/pUeCSnfrV/>

●音声広告

<https://open.spotify.com/show/5JmpE1GDjvdrLuDDeakC7J?si=52d6ae84d2df43c8>

●ディスプレイ広告

https://youtu.be/Pj_wVCGlsaA?si=NkP6yg-rZGLoA5j4

3 業務内容

以下の項目について企画提案すること。

提案内容の実施においては、企画提案を基に移住支援センターと協議の上、内容を決定することとする。

なお、企画提案及び業務の実施に当たっては、移住支援センターが令和5年6月に公開した「第4回福島移住促進のための情報発信に向けたインターネットパネル調査分析」(<https://www.fipo.or.jp/news/24543>)を参考とすること。

(1) インターネット広告の制作及び運用

ア 業務内容

(ア) デジタルを活用した広告物(テキスト、静止画、動画、音声コンテンツ等)を企画提案、制作すること。

(イ) 上記で制作した広告物をターゲット層に向けた効果的な広告の運用を実施すること。

なお、業務の実施に当たっては、広告の制作よりも広告の運用に重点を置いて実施すること。

イ 要件

(ア) 広告の制作

a 広告の種類は、12市町村及び移住支援センターの取組について「認知」及び「理解促進」目的とする広告を想定し企画提案すること。広告の目的や想定は下記bの通りとなる。

b 広告の目的・想定

(a) 「認知」: 移住検討者等に移住やセンターの取組を知ってもらうためにサイト等に訪問してもらうもの。

(b) 「理解促進」目的: 知ることに加えて、理解を深め行動につながるもの。

(c) 例えば、「認知」を目的としたものは、検索連動型広告やセンターランディングページへ誘導するディスプレイ広告、各種 SNS 広告、各種動画広告などを想定、「理解促進」を目的としたものは、移住取組等について詳細な情報が詰まった各種タイアップ広告(記事、動画、音声コンテンツ等)などを想定しているが、これら以外の手法等についても企画提案すること。

c 理解促進に向け1つ以上の媒体にてタイアップ広告を実施することとし、企画提案すること。

d ターゲット層に合わせた広告の種類とその運用手法を企画提案し、移住支援センターと協議の上、実施すること。

e 年間予定しているイベント等のランディングページ及び当該ページへの誘導広告素材の制作及びデザインは、移住支援センターと協議の上、決定すること。

(イ) 広告の運用

a (ア)で制作した広告の効果的な運用手法を企画提案し、センターと協議の上、実施すること。なお、業務の実施に当たっては、透明性確保および費用対効果の明確化のため、広告費のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。

b 広告運用状況を分析し、週次及び月次でレポートを提出すること。また、移住支援センターから要請があった場合にはその都度説明を行うこと。

c 業務の実施に当たっては、「認知」、「理解促進」の目的ごとの予算配分及び成果指標等、センターと協議の上で実施すること。成果指標等については以下の通り。

(a) 移住支援センターウェブサイト (<https://mirai-work.life/>) のユニークユーザー数が令和6年4月1日時点よりも80万件増加すること。

(b) 「理解促進」を目的とした各種タイアップ広告(記事、動画、音声コンテンツ等)などについて、視聴率、視聴回数等をセンターと協議の上、目標指標として設定すること。

(2) インターネット広告アカウントの運用管理

ア 業務内容

センターが所有するインターネット広告アカウント(Yahoo!、Google、Meta、X など)を用いて、(1)で制作した広告物を掲出すること。

なお、業務の実施に当たっては、別紙「インターネット広告制作・運用業務実施時における留意事項」に従うこと。

4 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

5 提出物及び提出先

(1) 契約締結後、速やかに下記のことを紙面にて提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	着手届	様式第1号	紙	
2	主担当者通知書	様式第2号	紙	
3	実施体制図	任意様式	紙	責任者及び担当者を明記すること
4	実施工程表	任意様式	紙	
5	その他	任意様式	紙	委託者が必要と認める書類

(2) 業務完了後、速やかに下記のことを提出すること。

	書類名	様式等	媒体	備考
1	完了届	様式第3号	紙	
2	請求書に係る内訳書	任意様式	紙	
3	事業報告書	様式第4号	紙	3部
4	事業報告書及び事業報告書に掲載した画像の電子データ	任意様式	電子データ	2部
5	本業務において作成した資料等	任意様式	電子データ	

6	その他、本業務にて収集した情報について移住支援センターが求める様式で提出を行う。	任意様式	委託者が必要と認める様式
---	--	------	--------------

(3)提出先

公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構
 ふくしま12市町村移住支援センター 企画部広報課
 住所 〒979-1111 双葉郡富岡町小浜 553 番地2(福島県富岡合同庁舎2階)
 電話 0240-23-4369

6 契約に関する条件等

(1)移住支援センターとの調整

本業務を遂行するにあたっては、移住支援センターと十分調整した上で業務を行い、移住支援センターの指示に従うこととする。

(2)書類等の適正な管理・保管

受託者は、移住支援センター及び市町村等から提出のあった各種書類を適切に保管し、保管場所等を電子データに記録し、常時、移住支援センターからの求めに応じ検索し提出できるようにすること。

7 受託者の責務

(1)苦情等の処理

本業務に伴って生じたトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応し、速やかに移住支援センターへ報告すること。

(2)信用失墜行為の禁止

受託者は、本業務の実施にあたり、各種法令等を遵守し、移住支援センターの信用を失墜する行為を行ってはならない。

(3)法令等の遵守

ア 個人情報等の守秘義務

本業務を通して知り得た個人情報等については、他に漏洩してはならない。なお、個人が特定される情報は原則として第三者へ提供しないこと。

イ 個人情報等の目的外使用の禁止

個人情報等については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。

ウ 委託契約終了後の取り扱い

上記、ア及びイについては、本業務の委託契約の終了後についても同様とする。なお、個人情報記載された資料については、業務完了後、移住支援センターに返還すること。

(4)施設・設備の目的外使用の禁止及び信頼性の確保

受託者は、本業務の受託業務を行うために用意した備品等を本業務以外の目的で使用してはならない。

8 業務実施における注意事項

(1)委託業務実施に当たっては、適宜、移住支援センターと協議し進めること。

- (2)本仕様書に明記されていない事項については、移住支援センターと協議すること。
- (3)本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに移住支援センターに連絡し、受託者の責任において解決を図ること。
- (4)その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、移住支援センターと協議し、その指示に従うこと。

9 その他

- (1)本業務に関わる責任者及び担当者については、本業務の趣旨・内容を十分に理解、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2)受託事業者は工程管理を適切に行い、無理のないスケジュールで実施すること。
- (3)受託者は委託契約書及び仕様書に基づき、業務の詳細については、移住支援センターと協議の上、決定すること。
- (4)受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。やむをえず再委託する必要がある場合は、移住支援センターと協議し、承諾を得ること。
- (5)受託者は、移住支援センターと定期的に打合せを行い、進捗状況をきめ細かに報告すること。
- (6)本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議の上、定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (7)成果品一式の著作権及び所有権並びに翻案権は、移住支援センターに帰属するものとする。
- (8)本委託業務の受託者は、移住支援センターの許可なく、成果品等を他のものに利用、公表、貸与等をしてはならない。
- (9)本委託仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等の知的所有権の侵害に係る紛争等が生じた場合、速やかに移住支援センターへ連絡するとともに、当該紛争の原因が専ら移住支援センターの責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担でその一切を処理するものとする。なお、移住支援センターは、本委託業務に係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に対し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。
- (10)本業務は、国の交付金を活用した業務のため、会計検査院の实地検査等の対象となる。受託者は、本業務に係る会計实地検査が実施される場合には、移住支援センターに協力すること。

インターネット広告制作・運用業務実施時における留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、「本業務用 Google Analytics」の導入を必須とする。
- (2) 本業務用に導入した「本業務用 Google Analytics」上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。

2 ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトには、各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、移住支援センターが別途指定する「ふくしま12市町村移住支援センターGoogle タグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を移住支援センターに報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について移住支援センターの承認を得ること。また、「ふくしま12市町村移住支援センター Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を移住支援センターに譲渡すること。

3 適正なインターネット広告制作・運用業務の実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、移住支援センターが別途指定するルールに基づき、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本業務に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に移住支援センターが指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「ふくしま12市町村移住支援センターGoogle タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 広告運用開始後週 1 回程度に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、移住支援センターへ報告すること。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、移住支援センター公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google 広告アカウント及び「本業務用 Google Analytics」それぞれで、効果的と考えられるリマーケティングリストを設定し、移住支援センター公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、移住支援センターとその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS広告を利用する場合

- (1) 移住支援センター公式SNSのビジネスマネージャーや移住支援センターが別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、移住支援センターに対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

6 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得した Cookie と受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報(個人データ)とならないように留意すること。